

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

別表第二		改正案		別表第二		現行	
十一	一〇十	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
5 デジタル式歯科 撮影X線診断装置	4 アナログ式歯科 用パノラマ・断層 断装置	3 デジタル式歯科 用パノラマX線診 断装置	2 アナログ式歯科 用パノラマX線診 断装置	1 歯科集団検診用 パノラマX線撮影 装置	T六〇六〇一 ― 二― 六三	日本工業規格 又は国際電気 標準会議が定 める規格	使用目的又は効果
5 デジタル式歯科 撮影X線診断装置	4 アナログ式歯科 用パノラマ・断層 断装置	3 デジタル式歯科 用パノラマX線診 断装置	2 アナログ式歯科 用パノラマX線診 断装置	1 歯科集団検診用 パノラマX線撮影 装置	T六〇六〇一 ― 一― 三 Z四七〇三 ― Z四七五一 ― 二― 七 Z四七五一 ― 二― 二八	日本工業規格 又は国際電気 標準会議が定 める規格	使用目的又は効果
				人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部、歯又は顎部の画像情報を提供すること。			人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部、歯又は顎部の画像情報を提供すること。

八百三	五十九 八百 三十七		五十八	十五 五十七		十四	十二 十三	
1 歯科用パノラマ	(略)		1 超音波内視鏡観 測システム	(略)		1 頭蓋計測用一体 型X線診断装置	(略)	用パノラマ・断層 撮影X線診断装置
T六〇六〇一	(略)		T〇六〇一 二一八 T〇六〇一 二一三七 T一五五三	(略)		T六〇六〇一 二一六三	(略)	
人体の頭部を透過したX	(略)	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。	体内、管腔、体腔又は体内腔に挿入し、体内、管腔、体腔又は体内腔の観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供するとともに、超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し超音波検査を行うこと。	(略)		人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。	(略)	

八百三	五十九 八百 三十七		五十八	十五 五十七		十四	十二 十三	
1 歯科用パノラマ	(略)		1 超音波内視鏡観 測システム	(略)		1 頭蓋計測用一体 型X線診断装置	(略)	用パノラマ・断層 撮影X線診断装置
T〇六〇一	(略)		T〇六〇一 二一八 T一五五三	(略)	Z四七五 二一七 二一七八	T〇六〇一 一一三 Z四七〇三 Z四七五 二一七	(略)	
人体の頭部を透過したX	(略)	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。	体内、管腔、体腔又は体内腔に挿入し、体内、管腔、体腔又は体内腔の観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供するとともに、超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し超音波検査を行うこと。	(略)		人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。	(略)	

十八	八百三十九、八百四十四	(略)	線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部、歯又は顎部の画像情報を提供すること。
1 型X線診断装置用プログラム	八百四十一	(略)	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
2 X線診断装置用プログラム	八百七十二、八百七十一	(略)	体内、管腔、体腔又は体内腔に挿入し、体内、管腔、体腔又は体内腔の観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供するとともに、超音波を用いて体内の形状、性状又は
1 超音波内視鏡観測システム用プログラム	八百七十二、八百七十一	(略)	体内、管腔、体腔又は体内腔に挿入し、体内、管腔、体腔又は体内腔の観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供するとともに、超音波を用いて体内の形状、性状又は
1 型X線診断装置用プログラム	八百四十一	(略)	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
2 X線診断装置用プログラム	八百三十九、八百四十四	(略)	線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部、歯又は顎部の画像情報を提供すること。

十八	八百三十九、八百四十四	(略)	線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部、歯又は顎部の画像情報を提供すること。
1 型X線診断装置用プログラム	八百四十一	(略)	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
2 X線診断装置用プログラム	八百七十二、八百七十一	(略)	体内、管腔、体腔又は体内腔に挿入し、体内、管腔、体腔又は体内腔の観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供するとともに、超音波を用いて体内の形状、性状又は
1 超音波内視鏡観測システム用プログラム	八百七十二、八百七十一	(略)	体内、管腔、体腔又は体内腔に挿入し、体内、管腔、体腔又は体内腔の観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供するとともに、超音波を用いて体内の形状、性状又は
1 型X線診断装置用プログラム	八百四十一	(略)	人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。
2 X線診断装置用プログラム	八百三十九、八百四十四	(略)	線の蛍光作用、写真作用又は電離作用を利用して、歯科診療のための頭部、歯又は顎部の画像情報を提供すること。

八百七十三	
九百三十五	(略)
	(略)
	(略)
	動態を可視化し超音波検査を行うこと。

八百七十三	
九百三十五	(略)
	(略)
	(略)
	動態を可視化し超音波検査を行うこと。